

今週のトピックス

税務・会計

非上場株式等の少額配当等の取扱い

上場株式以外の株式等の配当等で、1回に支払を受ける配当金額が、10万円に配当計算期間の月数をかけて12で割った金額以下の少額配当等については、確定申告は不要ですが、累進課税で国税の税率が20%以下で収まっている人は、確定申告すると住民税を考慮しても還付されます。但し、申告すると扶養控除等に影響を及ぼす可能性もありますので、注意して下さい。

アルコール類の税金は、誰が負担？

お酒には酒税が課せられますが、この酒税の納税義務者は酒類製造者や輸入酒類製造者です。課税のタイミングは、酒類を製造場から移出した時や保税地域から酒類を引き取った時です。ちなみに、個人が自宅で梅酒等を作る場合は、販売しない事や混ぜ物の制限に注意すれば酒税は課せられず、酒税法の違反になりません。

未成年の取扱いは、税法と民法で違う

相続税法では、未成年者控除があり、相続人である未成年者が20歳に達するまで税額控除があります。相続税法の未成年の定義は、民法に則っていますが、異なる場合があります。それは、未成年者が結婚している場合で、民法は婚姻をしたときは成年に達したとみなされますが、相続税法では、未成年者控除が未婚の場合と同条件で適用されます。

経営

PL保険とリコール特約

この制度は、中小企業が製造販売した製品の事故に対する商工会議所会員専用の割安な保険です。また、消費生活用製品安全法の改正に伴いリコールへの関心が高まっていますが、社費用等をカバーする同保険の「リコール費用担保特約」も合わせて募集しています。中堅大企業向けのPL保険も同時募集しています。新規加入の募集は、5月30日(金)までです。

詳細は、下記ホームページ又は各地商工会議所、日本商工会議所産業政策部です。

<http://www.jcci.or.jp/pl/top.html>

人・もの・カネ

有限会社などでも社債の発行は可能です

かつて、社債は株式会社しか発行できませんでしたが、会社法が施行されてからは有限会社や合名・合資会社、合同会社等でも発行することができるようになりました。社債と言えば上場会社が発行するイメージが強いですが、中小企業では少人数私募債が中心です。これは、縁故者を中心としたもので、銀行契約や担保等は不要です。出資者は、利息を受け取れますが、国債や預貯金利息と同様、利子所得として扱われ、20%の税金が取られるだけで確定申告は不要です。所得税率の高い人には非常に有利です。

ニュースな日々

まだ使える定期遡増保険

節税商品として高い人気を集めていた定期遡増保険は、新施行後、節税効果が大幅に抑えられましたが、保険コンサルティングの現場では、人気の陰りは見せていません。従来に比べ、全額損金計上が難しくなったなど税務面での利点は薄まりましたが、100%を超える解約返戻率など保険本来の商品性では優れた面もあります。新施行後、保険コンサルタントから新たなアドバイス手法により、定期遡増保険を提案する動きが出ています。商品によっては、従来の遡増定期保険に比べ、解約返戻金が高い商品もあります。

今週のおすすめ

EX-IC サービス

これは、東海道新幹線区間で、携帯電話やパソコンから「ICアプリ予約」で列車を予約し、「EX-ICカード」を新幹線改札機にタッチするだけで、割引乗車できるチケットレスサービスです。3/29から始まりました。このカードとSuica等のICカードとの組み合わせで在来線との乗継もスムーズにできます。このカードの代わりにモバイルSuicaでも可能です。来年夏からは、法人会員サービスが始まる等、更に幅が広がります。

タワーの灯

メタボ検診が1日から始まりました。僕は、30歳になったばかりでまだ先の話ですが、学生時代までは、太っていました。現在は、毎日運動をし、また、特別な場を除き、脂っこいものや飲酒は控えています。健康維持に努めましょう。

三尾会計事務所
東京都港区芝5-27-5山田ビル
5階
TEL: 03-6436-0201
FAX: 03-6436-0202
Info@mionet.co.jp